

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成28年6月24日  
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業環境影響評価方法書について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮崎県東臼杵郡諸塚村及び西臼杵郡五ヶ瀬町  
原動力の種類：風力（陸上）  
出力：最大14,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

|             |             |
|-------------|-------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 平成27年 8月17日 |
| 環境大臣意見受理    | 平成27年11月 6日 |
| 経済産業大臣意見発出  | 平成27年11月13日 |

<環境影響評価方法書>

|             |             |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成28年 2月 2日 |
| 住民意見の概要等受理  | 平成28年 4月11日 |
| 宮崎県知事意見受理   | 平成28年 6月 3日 |
| 経済産業大臣勧告発出  | 平成28年 6月24日 |

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀  
電話：03-3501-1742（直通）

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 第二中九州  
大仁田山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

対象事業実施区域の全域は、地域の伝統・文化と結びついた棚田やモザイク林など、自然景観の維持・継承が高い評価を受け、国連食糧農業機関から世界農業遺産に認定された地域に含まれているため、特に「景観」及び「人と自然との触れ合いの活動の場」に関しては、適切に調査地点を選定して調査、予測及び評価すること。